

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に
関する具体的方策について（提言）
(案)

令和 4 年 3 月

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎える少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるもの、今後しばらくは増加することが予想されています。

このような状況において、学校施設の整備に当たっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。また、市内の学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

日進市立小中学校適正規模等検討委員会は、日進市教育委員会からの諮問を受け、小学校の35人学級の観点を踏まえた適正規模及び適正配置に関する検討を行いました。検討に当たっては、令和3年3月に行った提言（以下、「前回提言」と言う。）を踏まえて、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針（令和2年1月改訂）」に基づき、様々な視点から意見交換しながら、慎重に審議してまいりました。

このたび、市内小中学校の適正化についての意見集約ができましたので、ここに提言をいたします。

この提言を踏まえ、日進市教育委員会においては、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化に当たっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みが推進されることを切に願います。

令和4年3月　　日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

委 員 長 三 和 義 武

日進市立小中学校適正規模等検討委員会における提言内容

日進市教育委員会からの諮問に基づき、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策」について、次のとおり提言します。

1. 日進市立小中学校の適正化の必要性の有無とその手法について

児童生徒数の推計に基づき、適正規模及び適正配置について検討した結果、前回提言により適正化が必要とした西小学校及び北小学校・日進中学校に加え、南小学校についても、学区変更による適正化が必要である。

(1) 西小学校区及び北小学校区・日進中学校区について

土地区画整理事業や宅地開発等による児童生徒数の増加に伴い、最新の推計からも、教室数の不足が懸念されるため、前回提言どおり学区を変更することが適切である。

(2) 南小学校区について

35人学級の実施に伴い、必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなった南小学校についても、一部の地区の学区を隣接する梨の木小学校区へ変更することが適切である。

(3) 赤池小学校区について

今回、適正化の必要はないが、土地区画整理事業による宅地化の動向によっては、児童数が急激に増加する可能性も考えられるため、引き続き動向を注視しつつ、現有施設を最大限活用できるよう、大規模な改修や増改築等の施設整備についての対応を検討すべきである。

2. 今後の課題について

学区の見直しによる手法は、隣接する学校の規模、施設状況等により選択できないこともあり、常に全ての学校で選択できる手法とは限らない。今後も児童生徒数が一定程度維持される見込みであることを踏まえると、学区の見直しでは対応できないことも想定されるため、各学校の状況に合わせた施設整備について検討をしておくべきである。その際、学校運営と施設整備とは密接に関連するものであることから、学校運営と施設整備との関係を整理した上で、ある程度長期的な視点に立ち、現有施設を最大限活用できるような手法を検討するべきである。

目次

I	日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について	1
(1)	検討内容	1
(2)	検討部会での調査内容	2
II	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策	3
III	学校別の検討結果	5
(1)	小学校	5
(2)	中学校	10
IV	学区変更について	12
V	意見	14
	日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿	16

◆添付資料

- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和2年1月改訂）
- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について（提言）（令和3年3月）
- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について（中間報告）（令和3年8月）
- ・南小学校区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書（令和4年3月）

| 日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について

日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下、「検討委員会」と言う。）では、前回提言を踏まえて、35人学級の観点を加味した最新の人口推計（※1）に基づき、適正化の必要な学校がないかどうかについて検討した。

なお、35人学級の実施について、国では、令和3年度から小学校2年生で35人とすることとし、以後、段階的に実施するとしているが、愛知県では、令和2年度の時点で既に小学校2年生までは35人学級としており、令和3年度は、1年前倒しで小学校3年生の35人学級を実施していることから、本委員会で検討する上では、このまま1年前倒しで実施していくこととなった場合を想定した。

また、適正化の必要性やその手法の検討に当たっては、令和2年1月に改訂された「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づいて行った。

※1 本委員会の検討資料として使用した人口推計は、企画政策課において「日進市第6次総合計画」策定のために作成した人口推計（令和2年3月発表。令和元年10月1日時点人口。）を基に、令和2年10月1日時点の数値で更新した人口推計を基礎数値として採用し、その基礎数値に各学区の通学率を加味した数値を児童生徒数として定義している。

（1）検討内容

6月28日及び7月13日に第1回・第2回の検討委員会を開催し、市内各小中学校の適正規模及び適正配置について検討した。

その結果、前回提言で適正化の必要があるとした西小学校及び北小学校・日進中学校については、最新の推計からも、適正化の必要があると判断し、適正化の手法については、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

加えて、35人学級の実施に伴い、必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなった南小学校についても適正化の必要があると判断し、具体的な手法については、基本方針に基づき、学区の見直しによるものとして、その具体的な内容について検討するため、関係者から構成された日進市学区検討部会（以下、「検討部会」と言う。）において、様々な視点から調査し、意見を集約した。

（2）検討部会での調査内容

令和3年8月から令和4年3月にかけて検討部会を開催し、適正化の対象となった南小学校の学区見直しの具体的な内容について調査した。学区変更対象地区を定める基本的な考え方としては、当該学区に隣接した学校の教室数に余裕があるかどうかや通学路の安全性、地域コミュニティ等の様々な視点を考慮することとした。

II　日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策

検討委員会において、児童生徒数の推計に基づき、市内全ての小中学校について適正規模及び適正配置について検討した結果、児童生徒数の増加による教室数不足の懸念から、前回提言により、適正化が必要であると判断した西小学校及び北小学校・日進中学校に加えて、南小学校についても適正化が必要であると判断した。

西小学校及び北小学校・日進中学校については、前回提言に基づき、既に、教育委員会において学区変更に関する準備を進めていることを踏まえ、各校の学区変更前と変更後の人団推計を比較検証し、適正化の手法については、前回提言どおり学区変更によるものとした。

南小学校については、35人学級とする国の方針を受け、必要となる教室数が増えたことで、長期間「大規模」な状況が続くこと、当該学区に隣接した梨の木小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があることから、分離新設校の建設や校舎の増築によるものではなく、まずは、学区変更による適正化を進めるべきである。学区変更の時期については、関係者への十分な周知期間及び学区変更手続き等の準備期間を考慮し、令和6年度からの実施が望ましい。

赤池小学校については、推計上は利用可能教室内で対応できる見込みであることから、適正化が必要とは判断しなかったが、赤池箕ノ手土地区画整理事業による宅地化の動向によつては、児童数が急激に増加する可能性も考えられるため、引き続き動向を注視する必要がある。適正化の手法としては、隣接校の学校規模等の状況から学区の見直しを選択することが困難であると考えられることから、現有施設を最大限活用できるよう、大規模な改修や増改築等の施設整備についての具体的な対応策を検討しておく必要がある。ただし、学校規模が大きくなることによる学校運営への影響が最小限となるよう配慮するべきである。

検討委員会では、この1、2年、適正化を図る手法として、学校間の規模の偏りを是正し、教育環境を平準化する効果を期待して学区の見直しを選択し、提言してきた。

学校規模等の適正化を図る手法としては、基本方針では、学区の見直しを選択することができない場合、学校施設の増築を、それでも対応しきれない場合に分離新設校の建設等、施設整備による対応を検討することとなる。

しかしながら、学区の見直しは、隣接する学校の規模、施設等の状況によっては実施が困難な場合もあり、常に全ての学校で選択できる手法とは限らない。今後も児童生徒数が一定程度維持される見込みであることを踏まえると、学区の見直しだけでは対応できない場合を想定し、施設整備による手法についても検討をしておくべきである。

施設整備による手法を検討するに当たっては、各学校の施設や用地の状況は、それぞれの施設の建設時期や周辺の土地利用の事情も含め、それぞれに異なっていることから、全てを一様に論じ、同じ手法を選択しようとするることは困難であり、個々に検討し、それぞれにふさわしい手法を選択していく必要がある。その際、学校運営と施設整備とは密接に関連するものであることから、学校運営と施設整備との関係を整理した上で、ある程度長期的な視点に立ち、現有施設を最大限活用できるような手法を検討するべきである。

III 学校別の検討結果

学校別の適正配置に関する判断は、表1、2により行った。表1、2は、小中学校区別の児童生徒数と学校規模の推移を示しており、小学校については段階的に35人学級が実施されることを前提としている。

(1) 小学校

①西小学校

令和3年度に「適正規模」から「大規模」となり、今後も香久山西部土地区画整理事業により、児童数の増加による大規模化が見込まれること、さらに教室数に余裕がなく、利用可能教室数を超える見込みであることから、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、学校規模は適正規模となることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

②東小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、前回提言では教室数の余裕がないことから動向を注視するとしていたが、利用可能教室が増えたことや、前回推計よりも児童数が減少する見込みとなったことから、適正化の必要ないと判断した。

③北小学校

現在は「適正規模」であるが、児童数の緩やかな増加や、35人学級の対応により必要教室数が増え、「大規模」となることが想定される。また、教室数に余裕がなく、利用可能教室数を超える見込みであることや、進学先である日進中学校の教室数が不足する状況から、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、学校規模は適正規模となることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

④南小学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、35人学級の対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みとなったことから、適正化の必要があると判断した。当該学区に隣接した梨の木小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があることから、学区の見直しによる適正化が適切と判断した。対象地区については、学区検討部会において、関係者から意見を集約し、様々な観点から慎重な調査を重ねた結果を踏まえて決定した。

詳細は、「学区変更について」に後述する。

⑤相野山小学校

現在は「小規模」であり、35人学級の対応により必要教室数が増えて、「適正規模」となるが、児童数の緩やかな減少により、その後「小規模」となる見込みである。しかし、(仮称)日進北部土地区画整理事業に伴い、児童数の増加が想定されることから、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑥香久山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、西小学校及び北小学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑦梨の木小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

⑧赤池小学校

令和3年度に「適正規模」から「大規模」となり、児童数の増加や、35人学級の対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が一定期間続くものの、次第に、児童数は減少傾向に転じる見込みである。しかし、施行中の赤池箕ノ手土地区画整理事業を含

む学区であることから、前回提言と同様、動向を注視することとした。

なお、赤池小学校は、適正化が必要となった場合、隣接校の学校規模等の状況から学区の見直しを選択することは難しいため、増築を検討することとなるが、学校敷地が狭く、手法が限定されることが予想されることから、あらかじめ大規模な改修や増改築により現有施設を最大限活用できる方法を検証しておくべきと判断した。ただし、増築等を行う場合は、学校規模が大きくなることによる影響が懸念されることから、児童の教育環境や教育内容に最大限の配慮をするべきである。

⑨竹の山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、北小学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要はないと判断した。

表1 小学校区別の児童数と学校規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西小	児童数	794	807	858	856	852	877	875	855	841	837	838
	学校規模	24	25	27	28	28	29	29	28	27	26	26
	過不足教室	+2	+2	0	▲1	▲1	▲2	▲2	▲1	0	+1	+1
西小 (学区見直し後)	児童数	794	807	858	766	757	771	766	750	734	729	726
	学校規模	24	25	27	24	24	24	24	24	24	24	24
	過不足教室	+2	+2	0	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3
東小	児童数	611	633	628	612	576	562	529	503	466	453	432
	学校規模	19	19	21	21	20	20	18	17	16	16	15
	過不足教室	+1	+3	+1	+1	+2	+2	+4	+5	+6	+6	+7
北小	児童数	810	814	821	830	850	851	849	837	815	804	781
	学校規模	24	24	25	26	27	28	28	27	26	25	24
	過不足教室	+1	+2	+1	0	▲1	▲2	▲2	▲1	0	+1	+2
北小 (学区見直し後)	児童数	810	814	821	585	596	598	596	588	574	565	548
	学校規模	24	24	25	18	19	20	20	20	19	19	18
	過不足教室	+1	+2	+1	+8	+7	+6	+6	+6	+7	+7	+8
南小	児童数	973	989	977	989	971	967	966	960	962	953	971
	学校規模	27	28	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	過不足教室	+4	+3	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1
相小	児童数	249	245	264	265	263	267	249	243	238	235	225
	学校規模	11	11	12	12	12	12	11	10	9	10	10
	過不足教室	+7	+9	+8	+8	+8	+8	+9	+10	+11	+10	+10
香小	児童数	706	692	673	643	627	603	579	556	509	490	456
	学校規模	21	20	21	21	21	20	19	19	18	18	16
	過不足教室	+13	+14	+13	+13	+13	+14	+15	+15	+16	+16	+18
香小 (学区見直し後)	児童数	706	692	673	786	777	763	740	712	665	645	613
	学校規模	21	20	21	25	25	25	25	24	22	21	20
	過不足教室	+13	+14	+13	+9	+9	+9	+9	+10	+12	+13	+14
梨小	児童数	665	645	712	698	672	645	613	571	543	533	519
	学校規模	20	20	23	23	22	21	20	19	18	18	18
	過不足教室	+6	+7	+4	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+9	+9
赤小	児童数	801	822	895	912	935	954	946	936	895	849	795
	学校規模	23	25	28	29	30	30	30	30	29	28	27
	過不足教室	+5	+6	+3	+2	+1	+1	+1	+1	+2	+3	+4

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
竹小	児童数	514	496	489	468	452	450	448	430	421	409	395
	学校規模	17	17	18	18	18	18	17	16	15	14	13
	過不足教室	+11	+12	+11	+11	+11	+11	+12	+13	+14	+15	+16
竹小 (学区見直し後)	児童数	514	496	489	670	658	659	657	634	619	605	586
	学校規模	17	17	18	23	23	22	23	22	21	20	19
	過不足教室	+11	+12	+11	+6	+6	+7	+6	+7	+8	+9	+10
合計	児童数	6,123	6,143	6,317	6,273	6,198	6,176	6,054	5,891	5,690	5,563	5,412
	学校規模	186	189	205	208	208	208	202	196	188	185	179

凡例 過小 6学級以下 小 7～11学級 適正 12～24学級
 大 25～30学級 過大 31学級以上

※西小・北小・香小・竹小の学区見直し後の数値については、前回提言の内容どおりに行われたと想定して算出。

(2) 中学校

①日進中学校

現在及び推計においても「大規模」であり、今後も生徒数の増加が見込まれること、さらに教室数に余裕がなく、利用可能教室一杯となる状況が見込まれることから、前回提言と同様、適正化の必要があると判断した。適正化の手法については、前回提言を受けて、現在、教育委員会にて学区の見直しに関する説明会等を行っていることや、学区の見直しが行われた場合、教室数に余裕が出てくることから、前回提言どおり学区の見直しによるものとした。

②日進西中学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないと判断した。また、日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、受け入れ可能とした。

③日進東中学校

現在及び推計において「大規模」であり、前回提言では動向を注視するとしていたが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないと判断した。日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、受け入れ可能とした。

④日進北中学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、日進中学校の学区の見直しが行われた場合も、利用可能教室数により対応できる見込みであるため、前回提言と同様、適正化の必要ないと判断した。

表2 中学校区別の生徒数と学校規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
日進中	生徒数	754	807	801	797	826	835	832	846	865	886	873
	学校規模	21	22	23	22	23	24	23	23	24	25	25
	過不足教室	+2	+3	+2	+3	+2	+1	+2	+2	+1	0	0
日進中 (学区見直し後)	生徒数	754	807	801	693	715	723	722	730	743	759	744
	学校規模	21	22	23	19	20	21	20	21	22	22	21
	過不足教室	+2	+3	+2	+6	+5	+4	+5	+4	+3	+3	+4
日進西中	生徒数	880	884	872	902	911	934	949	957	999	989	984
	学校規模	24	24	24	24	26	26	27	27	28	27	27
	過不足教室	+8	+10	+10	+10	+8	+8	+7	+7	+6	+7	+7
日進西中 (学区見直し後)	生徒数	880	884	872	923	932	954	969	978	1023	1014	1009
	学校規模	24	24	24	26	26	26	27	27	28	28	28
	過不足教室	+8	+10	+10	+8	+8	+8	+7	+7	+6	+6	+6
日進東中	生徒数	625	632	663	664	714	722	745	701	708	663	653
	学校規模	18	18	19	19	20	20	20	20	20	18	18
	過不足教室	+4	+6	+5	+5	+4	+4	+4	+4	+4	+6	+6
日進北中	生徒数	398	444	459	443	454	439	403	384	384	379	380
	学校規模	11	13	14	13	14	13	12	12	12	12	12
	過不足教室	+5	+3	+2	+3	+2	+3	+4	+4	+4	+4	+4
日進北中 (学区見直し後)	生徒数	398	444	459	529	544	527	493	480	485	484	485
	学校規模	11	13	14	16	16	15	14	14	14	15	14
	過不足教室	+5	+3	+2	0	0	+1	+2	+2	+2	+1	+2
合計	生徒数	2,657	2,767	2,795	2,806	2,905	2,930	2,929	2,888	2,956	2,917	2,890
	学校規模	74	77	80	78	83	83	82	82	84	82	82

凡例

過小	6 学級以下	小	7~11学級	適正	12~18学級
大	19~30学級	過大	31学級以上		

※日中・西中・北中の学区見直し後の数値については、前回提言の内容どおりに行われたと想定して算出。

IV 学区変更について

検討委員会での検討の結果、南小学校については学区の見直しにより、適正化の必要があるとの結論から、検討部会において関係者から意見を集約し、学区の見直しを行った。その結果、具体的に学区変更を行う地区を次のとおりとする。

(1) 学区変更対象地区

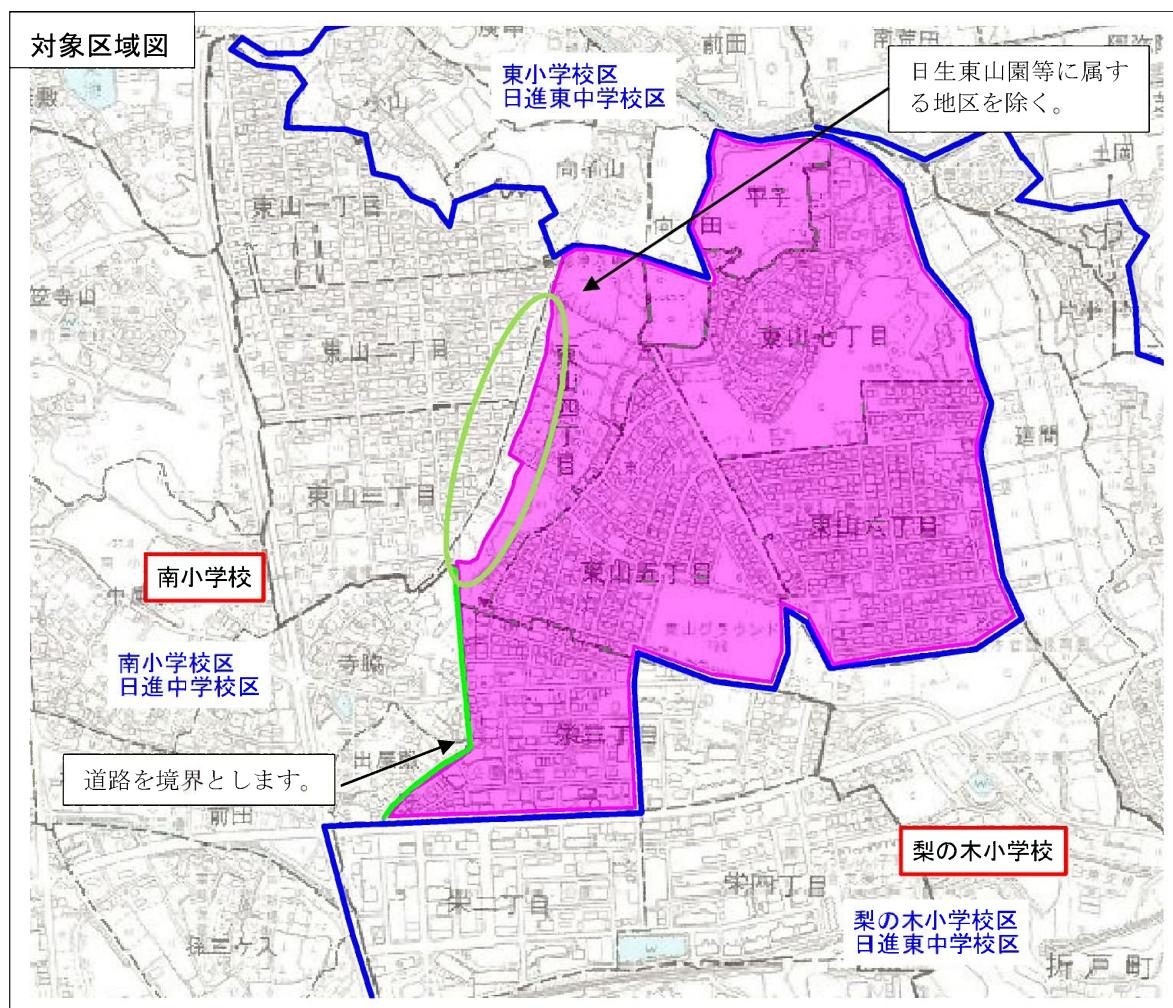
南小学校区から梨の木小学校区に変更する地区を次のとおりとする。

なお、中学校区についても日進中学校から日進東中学校へ変更する。

ア 東山四丁目から東山七丁目まで（東山四丁目の一部を除く。）

イ 栄三丁目

ウ 藤枝町平子及び向イ田の一部



(2) 変更時期

令和6年4月1日から

(3) 経過措置

①小学校

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。また、小学校5・6年生となる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄姉が卒業するまで、南小学校に通学することができる。

②中学校

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

V 意見

第1回から第3回までの検討委員会で発言された意見は、次のとおりである。

- ・教室が足りるから問題ないとするのではなく、子どもの気持ちに寄り添ってほしい。
- ・古い学校は新しい学校に比べて設備が足りていないので、その点の配慮もしてほしい。
- ・学区の見直しの際は、行政区の組編成についても並行して考えられると良いと思う。
- ・学区の見直しの際は、道路で完全に分けてしまわず、柔軟に考えても良いのではないかと思う。
- ・児童数が増えるにあたり、教室数の確保は大事だが、児童の動線や使用する教室等の場所も考える必要がある。
- ・空き教室に関する通級指導教室や少人数指導等に使用し、様々な用途で使用されるので、無駄ではない。
- ・3年に一度の推計結果で、その頻度で方針を決められるというのは、子どもや地域の方等、影響を受ける人たちが多いため、ぎりぎりの状況で検討するのではなく、長い期間、先を見越して計画してほしい。
- ・学区の見直しをするとしても、寄り添って検討することで、該当となる方の理解を得やすいのではないか。
- ・学校が変わる児童生徒の配慮だけでなく、受け入れる側の学校も先を見越して、教育活動の計画を立てていく必要があるため、ある程度時間が必要。
- ・検討委員会で検討されている検討段階の情報を外に伝えられる場を設けると、背景が伝わり、理解は得られるのではないか。
- ・兄弟姉妹の事情や教育現場の事情のある中、住んでいることから付き合いがある地域コミュニティの事情等もある。様々な要素が関わるため、それらを考慮しつつ進めてほしい。
- ・子どもたちが違う学校に通うことになった場合も不都合がないように解決策を検討する場をいくらかでも設けてほしい。
- ・教室数に不足があるという状況で、建て替えの時期が近いのであれば、その点も考慮してもらうとよいと思う。
- ・日進市の地形で高低差のある地区もあるため、通学路の設定に関しても道の地形や高低差を考慮してほしい。
- ・赤池小学校に関しては、他の課と協力して、施設を共有することも一つの手ではないか。
- ・プレハブ校舎も多少の不便はあるものの、数年間という期限付きであれば過ごすことができるのではないかと思う。

- ・児童生徒の数が増えれば教職員の数も増え、児童生徒の動線確保も必要になってくる。施設整備を検討する際には、教室数の確保だけでなく、他の課題も併せて解消できるような検討をしてほしい。
- ・学級数を増やすことを考える上では、教室数の確保だけでなく、教育効果としてプラスになるような要素を併せて考えると良いと思う。
- ・一時的な改修をするにしても、学校現場の声を聞いてほしい。
- ・学区が変わる場合、PTAの役員を決めるといったことにも影響があるため、早く決定し見通しがわかると良い。
- ・専用バスの整備があると安全、安心して子どもを送り出せるのではないかと思う。

日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿

	委嘱区分	所属等	氏 名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	三和 義武
2	行政区の代表者	蟹甲区長	加藤 隆視
3	行政区の代表者	野方区長	川合 観
4	行政区の代表者	藤枝区長	萩野 哲也
5	行政区の代表者	岩崎区長	丹羽 園生
6	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 会長	杉山 享
7	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 母親代表	須藤 尚子
8	小中学校 PTA の代表者	梨の木小学校 PTA 母親代表	増井 牧子
9	小中学校 PTA の代表者	日進東中学校 PTA 会長	鈴木 栄次
10	小中学校 PTA の代表者	日進東中学校 PTA 母親代表	芦野 留美
11	小中学校長の代表者	赤池小学校長	大津 正仁
12	小中学校長の代表者	日進中学校長	澤田 千歳
13	公募の市民	公募委員	伊東 美佐紀
14	公募の市民	公募委員	中村 正子